

令和8年度 飲料等自動販売機 入札募集要項

足立区では、以下の施設に設置する自動販売機(以下「自販機」という)の設置事業者を募集し、一般競争入札によって決定します。

1 入札物件

物件 番号	施設名 所在地	場所 面積	設置可能範囲 (横×奥行)	令和7年度 売上実績	最低入札価格 (税抜月額)
1	江北多目的運動場 (高野スポーツパーク) 管理棟 (A) 江北五丁目 4-1 <水平>	1 階 1.20 m ²	1.20m×0.80m 0.40m×0.60m	新規設置	2,500 円
2	江北多目的運動場 (高野スポーツパーク) 管理棟(B) 江北五丁目 4-1 <再生・バイオ>	1 階 1.20 m ²	1.20m×0.80m 0.40m×0.60m	新規設置	2,500 円
3	足立区営中央本町四丁目アパート(A) 中央本町四丁目 5 <再生・バイオ>	屋外 1.32 m ²	1.25m×0.90m 0.40m×0.50m	¥215,960	1,000 円
4	足立区営中央本町四丁目アパート(B) 中央本町四丁目 5 <3 割>	屋外 1.32 m ²	1.25m×0.90m 0.40m×0.50m	¥120,250	1,000 円
5	千住仲町暫定駐車場 <水平> 千住仲町 18	屋外 1.60 m ²	1.50m×0.90m 0.50m×0.50m	¥604,610	4,000 円
6	東湊江庭園(駐車場内) <再生・バイオ> 大谷田五丁目 20-1	屋外 1.30 m ²	1.20m×0.90m 0.45m×0.50m	¥222,210	1,000 円
7	千住スポーツセンター公園(A) 千住緑町二丁目 1-1 <水平>	屋外 1.32 m ²	1.20m×0.90m 0.40m×0.60m	¥418,590	2,000 円
8	千住スポーツセンター公園(B) 千住緑町二丁目 1-1 <3 割>	屋外 0.91 m ²	0.75m×0.90m 0.40m×0.60m	¥115,420	1,000 円
9	宮元公園管理棟 <再生・バイオ> 東和三丁目 8-5	1階 1.32 m ²	1.20m×0.90m 0.40m×0.60m	¥171,460	1,000 円
10	上沼田東公園管理棟 <水平> 江北六丁目 10-20	1 階 1.23 m ²	1.10m×0.90m 0.40m×0.60m	¥1,191,160	12,000 円
11	生物園(元湊江公園内) <水平> 保木間二丁目 17-1	2 階 1.43 m ²	1.80m×0.65m 0.40m×0.65m	¥2,795,310	34,500 円
12	ベルモント公園 <再生・バイオ> 梅島一丁目 33-7	建物入口 0.75 m ²	1.20m×0.50m 0.30m×0.50m	¥286,130	1,000 円
13	入谷住区センター <再生・バイオ> 舎人六丁目 12-4	1階 0.72 m ²	1.20m×0.50m 0.40m×0.30m	新規設置	2,500 円
14	加平住区センター <3 割> 加平一丁目 10-6	屋外 1.11 m ²	1.10m×0.90m 0.40m×0.30m	¥84,000	1,000 円
15	生涯学習総合施設 <再生・バイオ> 千住五丁目 13-5	6 階 1.32 m ²	1.25m×0.90m 0.40m×0.50m	¥160,560	1,000 円

令和8年度 飲料等自動販売機一般競争入札用

16	江北センター(A) <水平> 江北三丁目 39-4	1 階 1.28 m ²	1.20m×0.90m 0.40m×0.50m	¥522,490	3,000 円
17	江北センター(B) <再生・バイオ> 江北三丁目 39-4	1 階 0.87 m ²	0.75m×0.90m 0.40m×0.50m	¥1,133,100	11,500 円
18	鹿浜センター <水平> 鹿浜六丁目 8-1	1 階 1.19 m ²	1.10m×0.90m 0.40m×0.50m	¥980,570	8,500 円
19	東和センター <水平> 東和三丁目 12-9	1 階 1.23 m ²	1.14m×0.90m 0.40m×0.50m	¥907,490	8,000 円
20	保塚センター <水平> 保塚町 7-16	1 階 1.32 m ²	1.25m×0.90m 0.40m×0.50m	¥630,980	4,000 円
21	東綾瀬公園温水プール(A) 東綾瀬三丁目 4-1 <水平>	1 階 1.22 m ²	1.14m×0.90m 0.40m×0.50m	¥812,640	6,500 円
22	東綾瀬公園温水プール(B) 東綾瀬三丁目 4-1 <再生・バイオ>	1 階 1.28 m ²	1.20m×0.90m 0.40m×0.50m	¥277,120	6,500 円
23	本庁舎北館(3階) <水平> 中央本町一丁目 17-1	3 階 1.84 m ²	1.25m×0.90m 0.80m×0.90m	新規設置	19,000 円
24	本庁舎北館(1階) <水平> 中央本町一丁目 17-1	1 階 1.12 m ²	1.00m×0.90m 0.45m×0.50m	¥2,187,050	27,000 円
25	本庁舎北館(地下1階A) 中央本町一丁目 17-1 <再生・バイオ>	地下 1 階 1.21 m ²	1.10m×0.90m 0.45m×0.50m	¥1,188,240	30,000 円
26	本庁舎北館(地下1階B) 中央本町一丁目 17-1 <水平>	地下 1 階 1.21 m ²	1.10m×0.90m 0.45m×0.50m	¥2,412,360	30,000 円

※ 設置可能範囲の上段は自販機本体、下段は回収ボックスです。

※ 令和7年度の売り上げがないもの等は、売上欄に「新規設置」と記載しています。

※ 設置台数は各箇所につき1台です。

※ 設置場所は巻末資料「案内図」及び現地にて必ず確認してください。

※ 回収ボックスの設置範囲は目安です。設置にあたっては、施設担当課と協議のうえ決定してください。

2 自販機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

① 物件番号 1～5及び13～26

地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づき、足立区が行政財産である土地もしくは建物の一部を設置事業者に賃貸するものです。

② 物件番号6～12

都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項及び足立区立公園条例(昭和33年条例第2号)第4条の7の規定に基づき足立区立公園内に公園施設の設置を許可するものです。

(2) 貸付または使用許可期間

① 物件番号 1～10及び13～22

令和9年(2027年)4月1日から令和14年(2032年)3月31日まで(5年)

② 物件番号11

令和9年(2027年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日まで(2年)

③ 物件番号12

令和9年(2027年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日まで(1年)

④ 物件番号23

令和9年(2027年)5月1日から令和14年(2032年)3月31日まで(4年11か月)

⑤ 物件番号24～26

令和9年(2027年)3月1日から令和10年(2028年)7月31日まで(1年5か月)

(注意事項)

※ 期間内であっても、施設の工事等により自販機を移設または撤去していただく場合があります。

※ 区が必要と認める場合、貸付または使用許可期間の延長について協議させていただく場合があります。

※ 期間満了等の理由で撤去を行う場合、土日等で施設が休館日等であれば、事前に自販機を撤去していただくことがあります。

※ 自販機設置後、設置事業者の自己都合による自販機の撤去を希望する場合、解約しようとする日の3ヵ月前までに区への通知が必要です。この場合、区が通知の内容を承認した月の翌月から数えた12ヵ月間は、足立区資産活用部資産管理課が行う自販機の一般競争入札に参加することができません。

※ 足立区役所・中央館1階に、令和8年度から、コンビニエンスストアが設置されています。

※ 全ての物件において、現段階では飲料を取扱う自動販売機の追加設置をする予定はございませんが、今後、飲料の供給不足等の理由による要望があり、区がやむを得ないと認めたときは、新たな自動販売機を追加で設置する場合があります。

(3) 貸付料または使用料

ア 入札により決定します。

イ 貸付期間内に貸付物件が改修等のため使用できないときは、使用できない期間に応じて貸付料・使用料を返還もしくは減額する場合があります。

(4) 貸付料または使用料の納付

各年度の貸付料または使用料は、区が定める期限までに納付していただきます。

(5) 経費負担

ア 自販機の設置、撤去、空容器の回収、証明用電気計器(以下「子メーター」という。)の設置及び安全対策等に要する費用はすべて設置事業者の負担とします。

イ 電源引き込み工事により工事費用が発生する場合も設置事業者の負担とします。

(6) 光熱費の負担

子メーターを設置していただき、光熱費使用料相当額を、区が定める期限までに納付していただきます。また、子メーターの数値に異常がないか、毎月確認してください。異常があった場合は、速やかに施設担当課へ報告してください。

(7)販売品目と付帯する条件

ア 物件番号 1、5、7、10、11、16、18、19、20、21、23、24、26

取り扱い可能な商品を、缶、紙パック、ペットボトルの飲料水とします。

条件：①自販機と併せて設置する回収ボックスにて回収されたペットボトルを、全てペットボトルへとリサイクル（水平リサイクル）することとします。なお、落札者にはリサイクル業者との契約書の写し等、水平リサイクルを実施していることを示す書類を契約時に必ずご提出いただきます。契約後は毎年1月から2月に、同様の書類を資産管理課へご提出いただきます。

②ペットボトルの水平リサイクルの取り組みについて、自販機に掲示していただきます。掲示内容については、各社でお持ちの掲示物を基に区と協議のうえ決定いたします。

※ アの物件について、落札者がいない場合、入札参加者を対象として再度の入札を行います（詳細は「7 入札及び開札の執行について（10）再度の入札」を参照）。

※ 物件番号 21 については、水、お茶、スポーツドリンクのペットボトル飲料の割合を増やしてください。

※ 物件番号 23、26 については、全体の3割以上をペットボトル飲料にしてください。

イ 物件番号 2、3、6、9、12、13、15、17、22、25

取り扱い可能な商品を、再生ペットボトル、バイオペットボトル、缶、紙パックの飲料水とします。

条件：①通常のペットボトルを販売品目に含めることはできません。

②脱炭素化推進のため、通常のペットボトルを販売しないことについて、区が作成した掲示物を自販機に掲示していただきます。

※ イの物件について、落札者がいない場合、再度の入札は実施しません。（詳細は「7 入札及び開札の執行について（10）再度の入札」を参照）

※ 物件番号 22 については、水、お茶、スポーツドリンクのペットボトル飲料の割合を増やしてください。

ウ 物件番号 4、8、14

取り扱い可能な商品を、再生ペットボトル、バイオペットボトル、缶、紙パック、通常のペットボトルおよびプラスチック製容器の飲料水とします。

条件：①通常のペットボトルおよびプラスチック製容器の飲料水の取り扱いは、商品全体の3割以下とします。商品全体の7割以上は、再生ペットボトル、バイオペットボトル、缶、紙パックの飲料水とします。

②脱炭素化推進のため、通常のペットボトルの販売数を制限していることについて、区が作成した掲示物を自販機に掲示していただきます。

※ ウの物件について、落札者がいない場合、再度の入札は実施しません。（詳細は「7 入札及び開札の執行について（10）再度の入札」を参照）

エ 除外品目は次のとおりです。

- ・ ビン飲料
- ・ 酒類、アルコールテイスト飲料
- ・ 給茶機方式でその場で注ぐ飲料水

オ 自販機設置後の販売品目の変更は、上記条件を遵守し施設担当課(「10 担当・問い合わせ先」を参照)と協議のうえ、利用者のニーズに合わせて適宜行ってください。その際、販売品目の一覧を提出してください。なお、上記ア～エに記載の条件については変更できません。

(8)販売価格

標準販売価格以下としてください。

(9)機種の設置

ア「自販機の据付基準」(JIS規格)や業界自主基準などを遵守した転倒防止策を講じてください。

イ「自販機の堅牢化技術基準」(日本自動販売システム機械工業会)や偽造硬貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止など設置場所に応じた防犯対策を講じてください。特に屋外に設置する自販機は、必ず鍵を二重ロックし、防犯に努めてください。

ウ 安全のため必ずアース線を接続してください。ただし、設置機器・設置場所等により接続が困難と考えられる場合は、施設担当課と協議してください。

エ デザイン、外観色については、設置場所への景観配慮に努めてください。なお、自販機の管理及び販売品目に関すること以外の宣伝広告類の掲示はできません。

オ 省エネタイプの機器を設置してください。日本自動販売システム機械工業会が設定した年間消費電力量の2012年度までの目標値と同等以上の性能を有した機器とします。

カ 缶・ペットボトルの自販機については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)(通称:グリーン購入法)の適合機種を設置してください。また、適合機種であることが分かるステッカーを業務に支障のない範囲で貼ってください。また、紙パック容器の自販機につきましても、グリーン購入法適合機種を設置するよう努めてください。

キ 全ての物件について、ユニバーサルデザイン対応機を設置するよう努めてください。なお、物件番号 15、16、18～26 はユニバーサルデザイン対応機とします。

ク 物件番号 15～26 は交通系電子マネー決済を含む、電子マネー、IC カード等のキャッシュレス決済搭載機を設置してください。また、物件番号 23～26 は、新千円札が使用できる自販機を設置してください。

ケ 設置機器ごとに容器の種類に応じた容器回収ボックスを設置してください。ただし、同一施設内に飲料用自販機が併設されている物件については、事業者間で協議し、適切な回収が可能であれば共同利用を可とします。

コ 機器を設置する前に、設置しようとする機器(回収ボックスも含む)のカタログ及び配置図を施設担当課に提出してください。機器の変更を行う場合も同様とします。

また、回収ボックスの置き場所は、状況により巻末資料「案内図」から変更される場合もあります。施設担当課と設置場所の確認を行ってください。

サ 貸付期間満了等により自販機を撤去する際には、施設担当課と協議のうえ、速やかに原状回復してください。ただし、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を足立区に請求することはできません。

シ 貸付物件を第三者に転貸し、又は本契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることはできません。ただし、あらかじめ書面による足立区の承認を受けたときは、この限りではありません。

(10)維持管理及び衛生管理

ア「食品衛生法」(昭和22年法律第233号)や業界自主基準などを遵守した商品の品質、衛生管理の徹底を図ってください。

イ 商品の補充及び金銭管理並びに空容器の回収及びリサイクルは適宜、定期的に行い、管理者から連絡があった際は迅速に対応してください。

また、搬出入の時間及び経路は、施設担当課の指示に従ってください。

なお、自販機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等特定の行為を設置事業者が自ら行わない場合は、代行業者に関する情報をあらかじめ施設担当課に届け出てください。ただし、代行業者によって何らかの問題が生じた場合の責任は、設置事業者が負うものとします。

ウ 自販機及び自販機周辺の清掃を適宜行ってください。

エ 自販機管理者ステッカーなどの連絡先をわかりやすい位置に2か所以上明記してください。自販機等の故障、保守修理、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応してください。また、足立区が依頼した方法により、設置期間を明示してください。

オ 電気子メーターに業者名と契約書上の施設名(例:●●センター)、設置場所(例:●階)を記載したラベルを貼付してください。

カ 電力事情等社会情勢によっては、表示灯の消灯など節電対応を実施していただきます。

(11)大規模災害発生時における商品の無償提供について

飲料水自販機については、災害救援ベンダーの対応を行っていただきます。手法は、災害時に手動での鍵の操作などによる商品の無償提供になります。これについて、別途協定書を施設担当課と締結していただきます。

(12)特記事項

ア 今年度実施する自販機の入札において不誠実な行為を行った者、自己都合など正当な理由無く落札物件に係る契約を締結しなかった者、契約を履行しなかった者については、来年度の入札に参加できません。

イ 落札にもかかわらず、自己都合など正当な理由無く落札物件に係る契約を締結しなかった者、契約を履行しなかった者については、落札を取り消し、対象事業者の次点事業者を落札者とします。

(13)その他

関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、商品販売に必要な許可、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行ってください。

3 実績報告

- (1) 月毎の販売個数及び売上金額について、実績報告書(様式5号)にて3か月ごとに施設担当課へ報告してください。なお、提出された実績報告は、自販機設置の一般競争入札を行う際の参考資料として一部使用させていただく場合を除いては、報告者に無断で外部に公表等はいたしません。
- (2) 物件番号15～22については、「再利用計画書」への排出量報告を遅滞なく行ってください。

4 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者は、入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 次項(4)(5)の物件を除き、法人にあっては東京都内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては足立区内で事業を営んでいること。
- (4) 物件番号 2、10 について、法人にあっては足立区内に本店を有し、個人にあっては足立区内で事業を営んでいること。
- (5) 法人にあっては法人税の滞納がないこと。個人にあっては所得税の滞納がないこと。
- (6) 足立区において、自販機の設置業務を代行業者によらず自ら管理・運営している 3 年以上の実績を有していること。
- (7) 申込開始日から開札日までに足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 次のア～クの団体でないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体。
 - イ 暴力団員や暴対法律第2条第6号に規定する暴力団及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)が事実上経営に参加していると認められる団体。
 - ウ 自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる団体。
 - エ 暴力団員又は暴力団員等を雇用していると認められる団体。
 - オ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えたと認められる団体。
 - カ 役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められる団体。
 - キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体。
 - ク 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体。
- (9) 前年度足立区が実施した自販機の入札において、正当な理由無く落札物件に係る契約を締結・履行しない等不誠実な行為を行っていないこと。(詳細は「2 自販機の設置条件 (12)特記事項」を参照)

5 入札参加申込書及び提出書類

次の(1)か(2)のいずれかに該当するものを提出してください。なお、提出していただいた書類は返却いたしません。

(1)東京電子自治体共同運営電子調達サービスにて足立区で有効な資格(090 その他の物品)を取得している方

- ① 入札参加申込書(様式1号)
- ② 誓約書(様式2号)
- ③ 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票(写)
- ④ 設置する自販機及び回収ボックスのカタログ
- ⑤ 販売品目のカタログ

(2)前記(1)の資格を有していない方

	提出書類	法人	個人
①	入札参加申込書(様式1号)	○	○
②	誓約書(様式2号)	○	○
③	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	○	
④	住民票の写し		○
⑤	納税証明書その1	○	○
⑥	設置する自販機及び回収ボックスのカタログ	○	○
⑦	販売品目のカタログ	○	○

※ ①、②は、法人の場合は会社実印で押印願います。

なお、適切に押印されていないもの(例:スタンプ印など朱肉を用いず押印したもの)や、押印後に複写したものによる提出は、無効となります。

※ ③、④及び⑤については発行後3ヶ月以内の原本とします。

※ ⑤は申込日時点で取得できる直近の年分のものご用意ください。法人は法人税、個人事業主は所得税の納税証明書を提出してください。

※ 回収ボックスは大きさや分別種類などがわかるものであれば、写真などでも可とします。
(前記(1)の方も同様)

6 入札参加申込書及び提出書類の受付期間、提出場所及び提出方法

(1)受付期間 令和8年10月27日(火)から令和8年10月29日(木)
午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

(2)提出場所 足立区中央本町一丁目17番1号
足立区役所 南館9階 資産活用部 資産管理課
担当:古川・天野・京増(きょうそう)

(3)提出方法 窓口を持参(郵送は不可)

※ 事前予約【電話:03(3880)5828(直通)】の上、持参する日時をご予約ください。

7 入札及び開札の執行について

(1)日時 令和8年11月18日(水) 午前9時45分より(15分前から入室可)

(2)会場 足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所南館13階 大会議室B

※ 会場への入室は、各法人(個人)1名に限ります。

※ 入札開始から入札終了及び開札開始から開札終了までの間は入退場できません。

※ 庁舎駐車場の無料駐車券等は発行しませんので、公共交通機関等をご利用ください。

※ 体調がすぐれない方の入札及び開札の参加はお控え願います。

(3)入札方法

入札書(様式3号)に記入して提出

※ 入札会場で入札書の記入はできません。必ず事前に記入・押印し、封入・封かんのうえ持参してください。なお、入札書に記載された入札金額の修正・訂正は認められません。

※ 押印は、入札申込書と同一の印によるものとします。

※ 押印や封かんが適切に行われていない入札書は、無効となります。

(4)入札金額

入札金額は、貸付料・使用料を月額(税抜き)で記入してください。

(5)落札決定価格

入札書に記載された金額に消費税率を加算した金額をもって落札価格とします。ただし、土地を貸し付ける物件(物件番号3～8、14)には消費税を加算しません。

(6)入札保証金

入札保証金は免除とします。

(7)入札及び開札に係る事項

入札及び開札に係る基本的事項は、「工事請負、物品供給等競争入札参加心得」の第9条から第22条の規定によります。

(8)入札結果の公表

入札の経過を明らかにした「入札経過調書」を資産管理課窓口(足立区役所南館9階)で公表します。

(9)制限事項

ア 同一施設内の同一階層に2台の物件がある場合、2台を落札することはできません。2台の落札者となった場合は、そのうちの1台を選択することとなります。当該落札者のうち選択をしない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない区職員にくじを引かせるものとします。選択されなかった物件については、2番目に高い価格をもってその物件に有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、選択されなかった物件について有効な入札を行った入札者が他にいない場合は、複数台の設置となりますが、その入札者を落札者とします。

対象施設：	江北多目的運動場（高野スポーツパーク）管理棟	（物件番号 1、2）
	足立区営中央本町四丁目アパート	（物件番号 3、4）
	千住スポーツセンター公園	（物件番号 7、8）
	江北センター	（物件番号 16、17）
	東綾瀬公園温水プール	（物件番号 21、22）
	本庁舎北館（地下1階）	（物件番号 25、26）

イ 同一施設内の同一階層に、既存の自販機を設置している者は、複数台の設置となるため、落札者とすることはできません。ただし、その物件に有効な入札を行った入札者が他にいない場合は、複数台の設置となりますが、その入札者を落札者としします。

対象施設：	上沼田東公園管理棟	（物件番号 10）
	生涯学習総合施設	（物件番号 15）
	江北センター	（物件番号 16、17）
	鹿浜センター	（物件番号 18）
	東和センター	（物件番号 19）
	保塚センター	（物件番号 20）
	本庁舎北館（1階）	（物件番号 24）

(10)再度の入札

ア 入札参加資格を「法人にあっては足立区内に本店を有し、個人にあっては足立区内で事業を営んでいること」と制限している物件について、区内業者の落札者がいない場合は、区内業者の限定を解除し、入札参加者を対象に、再度の入札を行います。

ただし、物件番号2は、取り扱い可能な商品を、再生ペットボトル、バイオペットボトル、缶、紙パックの飲料水とします。物件番号10については、取り扱い可能な商品を、缶、紙パック、ペットボトルの飲料水とし、自販機と併せて設置する回収ボックスにて回収されたペットボトルを、全てペットボトルへトリサイクル(水平リサイクル)することとします。

対象施設：	江北多目的運動場（高野スポーツパーク）管理棟（B）	（物件番号 2）
	上沼田東公園管理棟	（物件番号 10）

イ 販売品目を缶、紙パック、ペットボトルの飲料水とし、自販機と併せて設置する回収ボックスにて回収されたペットボトルを、全てペットボトルへトリサイクル(水平リサイクル)することとしている物件について、落札者がいない場合は、販売品目を再生ペットボトル、バイオペットボトル、缶、紙パックの飲料水として、入札参加者を対象に再度の入札を行います。

対象施設：	江北多目的運動場（高野スポーツパーク）管理棟（A）	（物件番号 1）
	千住仲町暫定駐車場	（物件番号 5）
	千住スポーツセンター公園（A）	（物件番号 7）
	生物園（元湊江公園内）	（物件番号 11）
	江北センター（A）	（物件番号 16）
	鹿浜センター	（物件番号 18）
	東和センター	（物件番号 19）
	保塚センター	（物件番号 20）
	東綾瀬公園温水プール（A）	（物件番号 21）
	本庁舎北館（3階）	（物件番号 23）
	本庁舎北館（1階）	（物件番号 24）
	本庁舎北館（地下1階B）	（物件番号 26）

※ 上沼田東公園（物件番号 10）については、区内業者の落札者がいない場合は、7（10）アにしたがい区内業者限定のみを解除し、水平リサイクルの条件で再度の入札を行います。再度の入札を行っても落札者がいない場合はそこで当該物件の入札を打ち切ります。

ウ 再度の入札は1回までとします。

エ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、当該物件の入札を打ち切ります。

オ 再度の入札への参加を希望される場合は、事前に入札参加申込書の参加を希望する物件番号を○で囲ってください。

8 落札者の決定方法

- (1) 最低入札価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、制限事項に該当する場合はこの限りではありません。
- (2) 落札者となるべきものが2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない区職員にくじを引かせるものとします。

9 契約の締結及び設置施設の管理許可に係る事項

(1) 物件番号1～5及び13～26について

- ① 別途「区有財産有償貸付契約書」により、契約を締結するものとします。
- ② その他契約の締結に係る事項については、「工事請負、物品供給等競争入札参加者心得」の第23条から第25条の規定によります。

(2) 物件番号6～12について

都市公園法(昭和31年法律第79号)及び足立区立公園条例(昭和33年条例第2号)に基づく設置許可を行います。

(3) 契約保証金について

契約保証金は免除とします。

10 担当・問い合わせ先

(1)入札に関すること

資産活用部 資産管理課 資産調査係

所在地 足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所南館9階

電話 03(3880)5828(直通)

E-Mail shisan@city.adachi.tokyo.jp

※ 質問には、メールでのみ受付をします。10月23日(金)正午までに受信したメールを受付対象といたしますのでご注意ください。

(2)施設の状況、機器の設置に関すること

下記の各施設担当課、または各施設にお問い合わせください。

物件番号	施設名	施設担当課	施設
1、2	江北多目的運動場 (高野スポーツパーク)	スポーツ振興課 スポーツ施設支援係 03-3880-5989	03-3855-1121
3、4	足立区営中央本町四丁目アパート	住宅課 住宅管理係 03-3880-5938	03-3880-5482
5	千住仲町暫定駐車場	交通対策課 駐車場推進係 03-3880-5291	
6	東湊江庭園(駐車場内)	公園維持課 公園工務係 03-3880-5918	03-3884-5577
7、8	千住スポーツセンター公園		
9	宮元公園管理棟		
10	上沼田東公園管理棟		
11	生物園(元湊江公園内)		
12	ベルモント公園		
13	入谷住区センター	住区推進課 住区管理係 03-3880-5858	03-3855-1050
14	加平住区センター		03-3605-8842
15	生涯学習総合施設	生涯学習支援課 施設計画係 03(3880)5955	03-5813-3730
16、17	江北センター		03-3890-4522
18	鹿浜センター		03-3857-6551
19	東和センター		03-3628-6201
20	保塚センター		03-3858-1502
21、22	東綾瀬公園温水プール		03-5616-2500
23～26	足立区役所	庁舎管理課 03(3880)5824	

